

平成28年3月14日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門五丁目2番6号
株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ
代表取締役社長 リム・キム・リン

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年3月29日(火曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年3月30日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
4階 ダイヤモンドルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内」
図)をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第78期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 議 案

定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.agorahospitalities.com>)への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

◎また、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイ

ト (<http://www.agorahospitalities.com>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

- ◎第78回定時株主総会招集ご通知の発送は、平成28年3月14日を予定しておりますが、早期に情報をご提供する観点から、発送前に開示いたしました。

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策と金融緩和策による景気の下支え効果を背景に、中国経済に係る動向の影響等が見られたものの、緩やかな回復基調が続きました。先行きについては、中国経済の動向など、海外情勢への懸念がある一方で、観光需要の増加、雇用の改善等への期待感が高まっています。

当業界におきましては、クルーズ船の寄港増加、燃油サーチャージの値下がりによる航空運賃の低下、円安による割安感の定着、ビザの大幅緩和等により、2015年の訪日外国人旅行者数は前年比47.1%増の1,973万人と、過去最高であった2014年の1,341万人を600万人余り上回る結果となった他、国際情勢不安や北陸新幹線の開業効果等から国内旅行が増加いたしました。

そのようななか、当社グループの宿泊事業部門につきましては好調な訪日外国人旅行者および国内旅行者のホテル需要の増加が寄与し、売上高は前期を上回る7,046百万円（前期比7.2%増）となりました。費用面においては、宿泊事業における各施設の人事・経理・総務等の間接業務・サービス業務に関して共通プラットフォーム化を推し進めた結果、各施設の運営に係る営業費用が抑制され、営業利益は523百万円（前期比474.5%増）となりました。

その他投資事業部門におきましては、霊園事業において、販売代理店網の拡充等、積極的な営業活動を展開したことにより売上高は710百万円（前期比11.3%増）となりましたが、2015年下半期に発生した中国経済の先行き不安による現地通貨安および香港株式市場の株安の影響等を受け、当社が保有・運用する外貨建ての外国証券に係る為替差損および評価損が発生し、売上高は993百万円（前期比1.2%減）と減少し、営業利益は145百万円（前期は営業損失86百万円）となりました。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高では前期を上回る8,040百万円（前期比7.2%増）となりました。費用面において、宿泊事業における各施設の人事・経理・総務等の間接業務・サービス業務に関して共通プラットフォーム化を推進した他、法人事業税の課税標準額算定方法を変更した結果、営業費用の発生を抑制し、営業利益は489百万円（前期比286.7%増）となりました。営業外収益は平成22年度から平成26年度までに納付した法人事業税の課税標準額算定方法の変更により更正がなされ事業税還付金170百万円を計上したこと等により196百万円となり、一方、営業外損失において当社の保有する豪ドル建て資産に係る為替差損137百万円を計上したこと等により314百万円となった結果、経常利益は371百万円（前期比44.1%増）となりました。また、特別損失として、過年度決算の訂正に係る課徴金を含む費用等208百万円を計上した結果、匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益177百万円（前期比13.2%減）となりました。宿泊事業の業績が好調に推移したことを受け、ホテル資産保有を目的とした匿名組合における共同出資者に対する分配として匿名組合損益分配額285百万円等を計上したことにより、当期純損失は166百万円（前期は当期純利益46百万円）となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金の他、金融機関からの借入金を充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成24年度 第75期	平成25年度 第76期	平成26年度 第77期	平成27年度 (当期) 第78期
売 上 高	4,275	7,064	7,503	8,040
経 常 損 益	△375	△212	257	371
当 期 純 損 益	△370	△315	46	△166
1株当たり当期純損益	△1円35銭	△1円15銭	0円17銭	△0円60銭
総 資 産	12,612	17,197	17,430	17,096
純 資 産	8,080	7,795	7,875	7,716

(注) 第76期より、表示方法の変更を行ったため、第75期については表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

9. 対処すべき課題

宿泊事業につきましては、旺盛な宿泊需要に対して、人材の拡充と人材への投資は不可欠と考え、積極的な人材確保に努めるとともに、人材の育成を支援していく組織や仕組みを構築し、次世代の宿泊事業を担う人材を育成してまいります。また、宿泊事業所間におけるプラットフォーム化を推進し経営資源を共有化することにより運營業務の集約・効率化を図るなど、収益力の向上に取り組んでまいります。

その他投資事業につきましては、想定されるリスクを効果的にコントロールしたうえで、引き続き厳正なリスク管理を徹底し業績向上に寄与するよう努めてまいります。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

会社名	当社に対する議決権の比率	当社との関係内容
ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド	40.15%	同社と当社との関係は、同社の投資活動による当社株式の保有という資本関係の他、取締役1名の派遣をうけております。事業上の取引関係はございません。
アジア・ランド社	40.15% (40.15%)	同社と当社との関係は、同社の子会社であるファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドを介した投資活動による当社株式の保有という資本関係のみとなり、事業上の取引関係はございません。

- (注) 1. 当社の親会社ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドは当社の株式110,683千株（議決権比率40.15%）を保有するほか、同社と出資、資金などにおいて緊密な関係があることにより同社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権の割合が50%超であるため、当社の親会社に該当いたします。
2. アジア・ランド社は当社の親会社ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドの親会社で、ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドの発行済株式総数の74.41%を所有しており、当社の親会社に該当いたします。
3. 当社に対する議決権の比率欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況
(子会社)

会社名	資本金 又は出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラ・ ホスピタリティーズ	57,496 千円	90.0% [10.0%]	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラ・ ホテルマネジメント大阪	4,800 千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラ・ ホテルマネジメント堺	0 千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー 合同会社	100 千円	99.9% (99.9%)	国内における宿泊事業
南麻布二十一 合同会社	21,000 千円	100.0% (100.0%)	国内における不動産賃貸事業
バタ・インター ナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅 等不動産開発事業
ラワン・ メモリアル・パーク社	1,000 千マレーシア リングギット	100.0% (100.0%)	マレーシアにおける霊園事業

(関連会社)

会社名	資本金 又は出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドゥン・バレー・ オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅 等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の(内書)は間接出資であり、[外書]は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容

宿泊事業、その他投資事業。

12. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社関西アーバン銀行	百万円 3,451
株式会社りそな銀行	百万円 710
株式会社八十二銀行	百万円 47

13. 従業員の状況

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社 (共通)	合計
従業員数	387名	36名	5名	428名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都
ホテル・アゴーラ大阪守口	大 阪 府
ホテル・アゴーラリーゼンシー堺	大 阪 府
ヒドゥン・パレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成19年7月にマレーシアで霊園事業の経営権を有するビューティースプリングインターナショナル社（現・連結子会社）の株式取得について不適切な会計処理がなされたことが判明したため、平成27年4月30日、過年度の会計処理の訂正を行いました。当社は、これら一連の事実を厳粛に受け止め、その責任を痛感するとともに、株主、投資家並びに取引先ほか関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は上場会社であるにもかかわらずこのような問題を起こした責任を厳粛に受け止め、本件に係る経営責任を明確にするるとともに、一日も早く、株主様をはじめ関係者の皆様より信頼回復が得られるよう再発防止に向けた改善措置に取り組むことを、経営上の最重要課題と位置付け、本定時株主総会の目的事項としてご審議いただけるよう重ねて準備・検討してまいりましたが、誠に不本意ながら、本定時株主総会の目的事項としてご提案申しあげるまでには至りませんでした。

そこで、株主の皆様へ、本定時株主総会とは別途に前記の再発防止に向けた改善措置に関するご提案事項

をご審議いただくため、臨時株主総会を改めて開催する所存です。臨時株主総会の具体的な開催日時および場所の決定につきましては、平成28年5月中旬を目処に、その詳細を決定次第、開示させていただくとともに、追って臨時株主総会開催のご案内を株主の皆様にお送りいたします。

今後はコンプライアンスを徹底し、再発防止の徹底を図り、皆様からの信頼回復に取り組む所存です。何卒ご理解いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株
2. 発行済株式総数 275,798,934株
(自己株式 172,328株を含む)
3. 株主数 11,366名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
クレディ スイス アーゲー ホンコン ンコン トラスト アカウ ンツ フアー イースト グローバル アジア アカウ ンツ	110,683	40.15
ゴールドマンサックスインター ナ シ ョ ナ ル	54,742	19.86
エルジーティーバンク リ ミ テ ッ ド	29,000	10.52
デービーエス バンク リミテッド 700104	3,353	1.21
ビービーエイチディービーエスバ ンクホンコンリミテッドアカウ ンツ 005 ノンユーエス	1,317	0.47
日本マスタートラスト信託銀行株 式 会 社 (信 託 口)	1,119	0.40
日本トラスティ・サービス信託銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 3)	1,033	0.37
日本トラスティ・サービス信託銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	1,018	0.36
クレディ スイス アーゲー ホンコン ンコン トラスト アカウ ンツ フアー イースト グローバル アジア リミテッド	1,000	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 2)	919	0.33

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式(172,328株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等および保有

(1) 取得株式

株式の種類	普通株式
株式数	1,311株

(2) 処分株式

株式の種類	普通株式
株式数	一株

(3) 保有株式

株式の種類	普通株式
株式数	172,328株

(注) 1. 当社は、平成26年8月13日開催の取締役会において所在不明株主の株式売却を決議し、法令の規定に基づく所要の手続きを経たうえで、平成27年1月28日付で市場売却を実施いたしました。

2. 当社は、新株予約権の行使により、発行済み株式の総数は1,160,000株が増加しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第8回新株予約権	
発行決議の日	平成24年3月29日開催 定時株主総会	
保有人数および 新株予約権の数		
当社取締役 (社外取締役を除く)	3名	5,660個
当社社外取締役	1名	125個
当社監査役	2名	180個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる 株式の数	5,965,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権行使期間	自平成26年5月30日 至平成29年4月30日	

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	リム・キム・リン	株式会社アゴーラ・ホスピタリ ティーズ取締役
取 締 役 C F O	佐 藤 暢 樹	株式会社アゴーラ・ホスピタリ ティーズ取締役、株式会社アゴ ーラ・ホテルマネジメント大阪 取締役、株式会社アゴーラ・ホ テルマネジメント堺取締役
取 締 役	浅 生 亜 也	株式会社アゴーラ・ホスピタリ ティーズ代表取締役、株式会社 アゴーラ・ホテルマネジメント 大阪代表取締役、株式会社アゴ ーラ・ホテルマネジメント堺代 表取締役
取 締 役	ホーン・チョン・ タ	ファー・イースト・コンソーシ アム・インターナショナル社マ ネージングディレクター、ドー セット・ホスピタリティー・イ ンターナショナル社ノンエグゼ クティブディレクター、チャイ ナ・ロットシナジー・ホールデ ィングス社ノンエグゼクティブ ディレクター、ランド・アンド・ ジェネラル社ノンエグゼクティ ブディレクター
取 締 役	ウイニー・チュウ ウィン・クワン	ファー・イースト・グローバル・ アジア社ディレクター マレーシア・ランド・プロパテ ィーズ社ディレクター ドーセット・ホスピタリティー ・インターナショナル社社長
取 締 役	デニス・チュウ	ファー・イースト・コンソーシ アム・インターナショナル社エ グゼクティブディレクター
取 締 役	ユエン・ビン	ホニー・キャピタル社マネー ィングディレクター
取 締 役	北 村 隆 則	香港中文大学客員教授

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	宍 戸 佐 太 郎	—
監 査 役	遠 藤 新 治	税理士
監 査 役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社CFO兼カンパニーセクレタリー
監 査 役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社カンパニーセクレタリー兼COO (チーフオペレーティングオフィサー (東南アジア・中国担当))

- (注) 1. 取締役ユエン・ビンおよび北村隆則の2名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルおよびクラレンス・ウォン・カン・イエンの各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 遠藤新治は税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、また、チェン・ワイハン・ボズウェルは、会計士の資格を有しております。両氏は財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役遠藤新治を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役デビッド・チュウ、取締役クレイグ・ウィリアムズおよび監査役ホー・ウィン・イ、マグダレーヌの各氏は平成27年3月31日に辞任いたしました。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役	10名	15,545千円
監査役	5名	4,013千円
計	15名	19,558千円

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	ユエン・ビン	ホニーキャピタル社マネージングディレクター
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
監査役	ホー・ウィン・イ, マグダレーヌ	ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社人事総務部長
監査役	遠藤新治	税理士
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社CFO兼カンパニーセクレタリー
監査役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社カンパニーセクレタリー兼COO(チーフオペレーティングオフィサー(東南アジア・中国担当))

- (注) 1. 社外役員が兼任する他の法人等と当社との間には特別な取引関係はありません。
2. 監査役ホー・ウィン・イ、マグダレーヌは平成27年3月31日に辞任いたしました。

(2) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	ユエン・ビン	当事業年度開催の取締役会には、6回中5回出席しており、金融機関での豊富な経験に基づき、当社経営上有用な意見を述べております。また、平成19年のマレーシアの霊園事業の取得における不適切な会計処理が判明した平成27年3月以降は、金融機関としての独立した立場から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取 締 役	北 村 隆 則	当事業年度開催の取締役会には、6回中3回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官としての国際関係業務の豊富な経験に基づき、当社経営上有用な意見を述べております。また、平成19年のマレーシアの霊園事業の取得における不適切な会計処理が判明した平成27年3月以降は、幅広い国際関係業務の経験に基づき法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監 査 役	ホー・ウィン・イ, マグダレーヌ	当事業年度開催の取締役会には2回中1回、監査役会には、3回中3回出席しており、主に人事業務の豊富な経験に基づき、当社経営上有用な意見を述べております。
監 査 役	遠 藤 新 治	当事業年度開催の取締役会には、6回中6回、監査役会には、6回中6回出席しており、取締役会の場に限らず、税理士として経営と業務執行の監督機能に必要とされる高度な専門的知識・経験に基づき、当社の業務遂行上有益な意見を受けており、また、また、平成19年のマレーシアの霊園事業の取得における不適切な会計処理が判明した平成27年3月以降は、税理士として培われた専門的見地から、再発防止の取り組み、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、6回中5回、監査役会には、6回中5回出席しており、当社経営上有用な意見を述べております。また、また、平成19年のマレーシアの霊園事業の取得における不適切な会計処理が判明した平成27年3月以降は、会計士としての専門的見地から再発防止の取り組み、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監 査 役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	平成27年6月16日就任以降の取締役会には、4回中3回、監査役会には、3回中3回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、平成19年のマレーシアの霊園事業の取得における不適切な会計処理が判明した平成27年3月以降は、取締役会の場に限らず、再発防止の取り組み、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

(3) 社外役員報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社外役員報酬等の総額	6名	1,900千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

K D A 監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等

- (1) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 21,000千円
- (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。なお、上記の監査報酬の他に過年度の有価証券報告書の訂正監査報酬として50,000千円を支払っております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額並びに過年度決算訂正に係る監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。

②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。

②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。

イ．海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。

- ②監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
 - ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
 - ②取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。
 - ③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
 - ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

(1) 内部統制の基本方針の一部改定

当社は、平成27年6月16日の当社取締役会の決議により内部統制のシステムの基本方針の内容を一部改定いたしました。当該変更後にその趣旨、内容等につきまして当社および国内子会社に説明を行い、また海外子会社に当該内部統制システムの基本方針の英訳を作成し配布する等、当社グループ全体への周知を図り、対応を指示いたしました。

(2) 内部監査室の設置

内部監査室設置および内部監査室設置に伴う職務権限規程変更は、それぞれ、平成27年7月1日および9月1日に完了しております。内部監査規程の運用に関しましては、平成27年度の内部監査活動状況を踏まえて、常勤監査役と内部監査室長を中心に、平成28年度の年間監査計画・スケジュールの共有・協働、事故報告などのタイムリーな情報共有、監査法人とのコミュニケーション円滑化を目指して、運用をしております。

(3) 海外事業担当社員の常設

平成27年6月16日の取締役会決議により、組織図・職務分掌規程を変更し、当社の主力事業以外の事業をその他投資事業として統合いたしました。また、その他投資事業のうち霊園事業を含む海外事業は、非主力事業であるため、当該部門に担当社員を配置するのではなく、代表取締役と取締役CFOの2名による管轄とし、また平成27年12月1日より組織図・職務分掌規程、関係会社管理規程を変更し、関係会社の管理を担当する部門を総務人事部および財務経理部が行い、取締役2名による業務執行をサポートし、また事後的に検証できる体制を整えております。

(4) 財務・経理部門の質的・量的拡充

平成27年12月1日より、組織図・職務分掌規程、関係会社管理規程を変更し、関係会社の管理を担当する部門を当社総務人事部および財務経理部とし、業務執行および事後的な検証機能を強化するために、グループ各社において地理的・機能的に分散処理している管理部門のレポートラインの再編統合を含む組織改正を実施するとともに、業務プロセスを横断的に見直すため、当社財務経理部と当社子会社である(株)アゴラ・ホスピタリティーズ内の経理センターおよび、当社総務人事部と同社内の人事業務センターの業務に関して指揮命令系統を統合いたしました。

また、平成27年12月11日より、固定資産管理規程および有価証券管理規程を制定し、平成27年9月1日に改定した稟議決裁規程および職務権限規程と合わせて、固定資産並びに有価証券の適切な取得、管理、除却・売却のそれぞれプロセスを経るようフローを策定し、業務執行および事後的な検証機能を強化しました。

(5) 役職員への職業的専門教育の実施

平成27年度より、日本国内居住の取締役・監査役に対しては、東証eラーニング等の外部研修、または外部の講師を招聘し講習会を実施することにより、年2回程度の研修受講・講習会実施を行っております。海外在住の取締役および監査役については、一般社団法人監査懇話会による取締役職務執行確認書および監査役職務執行確認書の提出を受けております。

職員に関しては、日本取引所グループ、株式事務代行会社、IR実務支援会社等による研修に年2回程度参加することとしています。

総務人事部により年間の研修実績を集計し、今後も継続的に人材の質的向上を促進してまいります。

(6) 外部専門家の活用

平成27年12月10日に外部の会計事務所と会計、税務、財務についての助言および指導を含む顧問契約を締結し、当該分野に関しまして意見交換、助言を頂いております。

(7) 監査法人との健全かつ良好な関係の構築

平成27年6月5日、8月28日、12月11日の四半期決算毎に、監査法人業務執行社員および担当マネージャー並びに当社代表取締役、取締役CFO、財務経理部部长および常勤監査役等で、四半期決算における講評、懸念材料等の確認、経営陣が検討している事業展開に関して財務報告等に影響を与える可能性のある事項等について意見交換を行ってまいりました。

VII. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付け、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案のうえ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	3,707,343	I 流動負債	2,142,026
現金及び預金	1,806,614	買掛金	307,816
売掛金	379,968	1年内返済予定の長期借入金	175,344
有価証券	354,212	未払金	957,923
貯蔵品	105,523	未払費用	26,795
開発事業等支出金	476,905	未払法人税等	45,105
その他	589,117	賞与引当金	44,809
貸倒引当金	△4,998	ポイント引当金	921
II 固定資産	13,366,066	その他	583,309
1. 有形固定資産	11,756,469	II 固定負債	7,238,653
建物及び構築物	3,721,176	長期借入金	4,063,967
車両運搬具	20,047	匿名組合出資預り金	2,511,001
工具、器具及び備品	88,080	長期預り保証金	608,335
土地	3,306,726	繰延税金負債	1,639
住宅用賃貸不動産	4,620,439	その他	53,709
2. 無形固定資産	1,118,604	負債合計	9,380,680
借地権	5,000	純資産の部	
商標権	3,808	I 株主資本	7,708,753
ソフトウェア	20,520	資本金	11,441,590
のれん	1,088,329	資本剰余金	5,131,716
電話加入権	946	利益剰余金	△8,851,925
3. 投資その他の資産	490,991	自己株式	△12,628
投資有価証券	37,980	II その他の包括利益累計額	△56,888
長期貸付金	378,532	為替換算調整勘定	△56,888
その他	74,478	III 新株予約権	39,838
III 繰延資産	23,582	IV 少数株主持分	24,609
開業費	23,582	純資産合計	7,716,312
資産合計	17,096,992	負債・純資産合計	17,096,992

連結損益計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		8,040,360
II 売 上 原 価		5,384,116
売 上 総 利 益		2,656,244
III 販売費及び一般管理費		2,166,605
営 業 利 益		489,639
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,247	
受 取 配 当 金	2	
持分法による投資利益	5,879	
事 業 税 還 付 金	170,395	
そ の 他	16,306	196,830
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75,072	
為 替 差 損	137,209	
資 金 調 達 費 用	44,600	
開 業 費 償 却	36,961	
そ の 他	20,972	314,815
経 常 利 益		371,654
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	
新株予約権戻入益	13,590	13,622
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	737	
過年度決算訂正関連費用	69,467	
課 徴 金	137,910	208,115
匿名組合損益分配前 税金等調整前当期純利益		177,162
匿名組合損益分配額	285,098	285,098
税金等調整前当期純損失		107,935
法人税、住民税及び事業税	63,420	
法 人 税 等 調 整 額	△3,934	59,485
少数株主損益調整前 当期純損失		167,421
少 数 株 主 損 失		1,183
当 期 純 損 失		166,238

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	11,423,372	5,113,499	△8,685,687	△12,569	7,838,615
連結会計年度 中の変動額					
新株の発行(新株 予約権の行使)	18,217	18,217	-	-	36,435
当期純損失	-	-	△166,238	-	△166,238
自己株式の取得	-	-	-	△59	△59
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中 の変動額合計	18,217	18,217	△166,238	△59	△129,861
平成27年12月31日 残高	11,441,590	5,131,716	△8,851,925	△12,628	7,708,753

(単位：千円)

項 目	その他の包括利益 累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整 勘	その他の包括 利益 累計額合計			
平成27年1月1日残高	△49,745	△49,745	60,863	25,792	7,875,526
連結会計年度 中の変動額					
新株の発行(新株予約 権の行使)	-	-	△7,435	-	29,000
当期純損失	-	-	-	-	△166,238
自己株式の取得	-	-	-	-	△59
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変 動額(純額)	△7,143	△7,143	△13,590	△1,183	△21,917
連結会計年度中 の変動額合計	△7,143	7,143	△21,025	△1,183	△159,214
平成27年12月31日 残高	△56,888	△56,888	39,838	24,609	7,716,312

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 2月24日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御 中

KDA監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	894,208	I 流動負債	705,085
現金及び預金	309,627	短期借入金	45,000
売掛金	158,159	1年内返済予定の長期借入金	1,724
有価証券	354,212	未払金	547,516
その他	271,010	未払費用	1,523
貸倒引当金	△198,800	未払法人税等	739
II 固定資産	9,307,702	ポイント引当金	921
1. 有形固定資産	1,653,001	その他	107,660
建物及び構築物	141,377	II 固定負債	67,529
車両運搬具	0	長期借入金	28,467
工具、器具及び備品	4,690	長期預り保証金	21,681
土地	1,506,932	その他	17,380
2. 無形固定資産	6,058	負債合計	772,614
借地権	5,000	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,058	I 株主資本	9,389,458
3. 投資その他の資産	7,648,642	1. 資本金	11,441,590
投資有価証券	880	2. 資本剰余金	5,131,716
関係会社株式	2,100,965	資本準備金	5,131,716
関係会社長期貸付金	1,031,207	3. 利益剰余金	△7,171,220
その他の関係会社有価証券	4,807,029	その他利益剰余金	△7,171,220
長期未収入金	307,810	繰越利益剰余金	△7,171,220
その他	141,906	4. 自己株式	△12,628
貸倒引当金	△741,158	II 新株予約権	39,838
資産合計	10,201,911	純資産合計	9,429,297
		負債・純資産合計	10,201,911

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		111,202
II 売 上 原 価		114,361
売 上 総 損 失		3,159
III 販売費及び一般管理費		195,187
 営 業 損 失		198,346
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52,039	
受 取 配 当 金	2	
業 務 指 導 料	30,592	
匿 名 組 合 投 資 利 益	181,211	
事 業 税 還 付 金	170,395	
そ の 他	12,559	446,801
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	568	
為 替 差 損	137,536	
そ の 他	5	138,109
 経 常 利 益		110,344
VI 特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	13,590	13,590
VII 特 別 損 失		
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	69,467	
課 徴 金	137,910	207,377
税 引 前 当 期 純 損 失		83,443
法人税、住民税及び事業税		1,210
当 期 純 損 失		84,653

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年1月1日残高	11,423,372	5,113,499	5,113,499
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株 予約権の行使)	18,217	18,217	18,217
当 期 純 損 失	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	18,217	18,217	18,217
平成27年12月31日残高	11,441,590	5,131,716	5,131,716

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		
平成27年1月1日残高	△7,086,566	△12,569	9,437,735
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株 予約権の行使)	—	—	36,435
当 期 純 損 失	△84,653	—	△84,653
自己株式の取得	—	△59	△59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△84,653	△59	△48,276
平成27年12月31日残高	△7,171,220	△12,628	9,389,458

(単位：千円)

項 目	新株予約権	純資産合計
平成27年1月1日残高	60,863	9,498,599
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株 予約権の行使）	△7,435	29,000
当 期 純 損 失	－	△84,653
自 己 株 式 の 取 得	－	△59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△13,590	△13,590
当 期 変 動 額 合 計	△21,025	△69,302
平成27年12月31日残高	39,838	9,429,297

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 2月24日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御 中

KDA監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月24日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ監査役会

常勤監査役 宍戸 佐太郎 ㊟

監査役（社外監査役）遠藤 新治 ㊟

監査役（社外監査役）チェン・ワイハン・ボズウェル ㊟

監査役（社外監査役）クラレンス・ウォン・カン・イェン ㊟

(注) 監査役遠藤新治、監査役チェン・ワイハン・ボズウェル及び監査役クラレンス・ウォン・カン・イェンは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の変更を行い、事業目的を追加するものであります。

(2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役および監査役と責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第22条（取締役の責任免除）および第30条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、第22条の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 } (条文省略)</p> <p>15 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>16</u> (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>15 <u>16</u> 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</p> <p><u>17</u> 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p><u>18</u> (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 （現行どおり）</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以 上

【株主総会会場ご案内図】

会場 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
4階 ダイヤモンドルーム

連絡先 072(224)1121

- 交通
- ・新大阪駅 → (地下鉄御堂筋線) → なんば駅 → (南海本線) → 堺駅
所要時間：約45分
 - ・関西国際空港 → (南海本線) → 堺駅
所要時間：約30分



会場周辺地図



- ◇南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。(徒歩1分)
- ◇本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。